

## 徳島県信用保証協会常勤理事（会長候補）募集要項

### 1. 趣 旨

徳島県信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき、中小企業者等が金融機関から受ける事業資金の融資について、公的な保証人となることにより金融の円滑化を図り、中小企業等の健全な発展に寄与することを目的とする公的機関です。

この重要な使命を担う公的機関として、透明性を確保し、公共目的の達成と安定的な経営実現に向け、より優秀な人材を選任するため、公募を実施いたします。

### 2. 募集ポスト及び人員

常勤理事（会長候補）1名

### 3. 職務内容

- ・徳島県信用保証協会の経営判断への参画
- ・国、徳島県、市町村、商工団体、金融機関など関係機関との協議・調整
- ・徳島県信用保証協会の労務管理全般
- ・信用保証協会の公共性と社会的責任の維持・推進及びコンプライアンス経営に関する業務全般

（徳島県信用保証協会理事会の互選の結果、会長に就任する場合にあっては、当協会を代表し、業務運営を統括する職務を行うこととなります。）

### 4. 必要な資格・経験等

- ・常勤理事として、協会経営に専念できること。
- ・従業員数等が概ね100名以上の企業又は公共団体等の組織において、5年以上、管理職として組織マネジメントの業務経験を有すること。
- ・国、徳島県、金融機関などの関係機関との円滑な渉外交渉や調整業務が遂行できること。
- ・徳島県内の経済・中小企業の情勢について、優れた識見を有すること。
- ・信用保証を利用していない者又は信用保証を取り扱う金融機関関係者でない者など、協会業務と利害関係を有しない者であること。
- ・当協会の経営理念や基本方針を理解のうえ、経営基盤強化や人材育成の推進等を図り、効率的かつ円滑な業務遂行ができる者。
- ・コンプライアンス意識が高く、透明性、公平性を確保のうえ、業務遂行できる者。
- ・理事就任後、徳島県内に居住することができる者。
- ・成年被後見人又は被保佐人に該当しない者。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行中の者又はその執行を猶予されている者でないこと。

- ・暴力団、暴力団員、その他これに準ずる者に該当しない者。

- ・心身ともに健康で、勤務に支障のないこと。

## 5. 任 期

就任日（平成29年7月1日予定）から平成29年7月14日まで

※定款上の任期は3年です。今期は、前任者の残任期間となりますが、再任される場合があります。

## 6. 勤務条件

勤務形態：常勤

勤 務 地：徳島県信用保証協会（徳島市南末広町5番8－8号 徳島経済産業会館）

勤務時間：概ね職員と同様（職員：9時00分から17時00分）

勤 務 日：概ね職員と同様（職員：月～金。祝日・年末年始は休日）

報 酬 等：報酬月額50万円程度（他に賞与・通勤手当等が支給されます）

## 7. 応募方法

### （1）募集期間

平成29年5月18日（木）から平成29年6月1日（木）まで

### （2）応募書類

#### ① 応募申込書（別紙様式）

- ・現在までの職歴

- ・応募した動機・理由 など

#### ② 自己アピール文（別紙様式、800字以内）

- ・自身の知識・経験、実績等を踏まえ、職務内容に対して適任であると考えられる点、など

#### ③ 返信用封筒

- ・宛先、氏名を明記し、82円切手を貼付したもの

※上記の応募申込書等（本要領を含む。）は、当協会ホームページからダウンロードしてください。

### （3）応募方法及び提出先

- ・応募希望者は、（2）応募書類を下記提出先まで郵送で提出してください。

（持参、Eメール等での提出は不可）

※なお、提出された書類は返却いたしません。応募の際に記載された個人情報  
報は選考及び人事管理の目的のみに使用します。

- ・提出先 徳島県信用保証協会 総務部総務課  
〒770-0865 徳島県徳島市南末広町5番8-8号（徳島経済産業会館）  
※平成29年6月1日（木）までに必着となるよう提出してください。

## 8. 選考方法

### （1）一次選考：書類選考

応募申込書・自己アピール文により審査を行います。  
選考結果については、書面にて通知します。

### （2）二次選考：平成29年6月中旬に実施予定です。

一次選考の合格者に対して、面接選考を行います。  
日時・会場等、詳細については一次試験合格者に通知します。

### （3）合格発表：平成29年6月中・下旬頃に通知します。

また、合格者については、氏名・略歴・選考の経緯等について、  
当協会及び徳島県のホームページ等にて公表する場合があります。

※なお、一次選考・二次選考とも、不合格理由の開示はしません。あらかじめご了承ください。

## 9. 理事の任命

理事の任命については、合格者を理事候補として、当協会より徳島県知事に推薦を行い、徳島県知事が任命することとなります。

会長、専務理事、常務理事への選任については、理事に任命された後、当協会の理事会において、互選により選任されることとなります。

## 10. 問い合わせ先

徳島県信用保証協会 総務部総務課

〒770-0865 徳島県徳島市南末広町5番8-8号（徳島経済産業会館）

電話：088-622-0217